|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **戸籍証明書等の請求書（広域交付用）**光市長　様**※請求には、顔写真付き公的身分証明書が必要です。****（身分証明書の例：マイナンバーカード、免許証など）**注意事項が裏面に記載されていますのでご確認ください。**★の項目は必ず記入してください。**令和　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 窓口に来られた方について記入してください。請　求　者 | **★住所****★電話番号**　　　　（　　 　）　　  |
|  　フリガナ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　  | **★生年月日**　**大・昭****平・令　　 年　　月　　日** |
| **★ 氏名** |
| フリガナ |
| **★筆頭者の氏名** |
| **★本籍**都・道　　　　　　 　　市・区府・県　　　　　　　 　町・村 |
| 必要とする戸籍等について記入してください。対　象　者 | **★請求者との関係（下記に該当する方でなければ請求できません）** □本人 　　　□配偶者（夫又は妻） □直系尊属（父母又は祖父母など） 　　　□直系卑属（子又は孫など） |
| **★本籍**　都・道　　　　　　　　 市・区府・県　　　　　　　　 町・村□請求者の戸籍と同じ |
|  　フリガナ　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 　　　  |
| **★筆頭者の氏名** 　　□請求者の筆頭者氏名と同じ |
|  　フリガナ　　　 | 生年月日　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　明・大昭・平・令　　 年　　月　　日 |
| **★氏名** |
| □請求者の氏名・生年月日と同じ　　　□重複分は不要 |
| **必要な****戸籍の範囲** | **（１）□現在の戸籍　　　　 （２）□死亡がわかる戸籍****（３）□出生 □婚姻　　　 □現在 □婚姻 □死亡** **～****□転籍 □分籍　　　 □転籍 □分籍****（４）□その他　だれの何がわかるものが必要か、具体的に記入してください。**　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ） |
| **何が必要ですか。必要なものにチェックをつけて、通数を記入してください。** |
| **★必要な****証明の種類** | □ **戸籍の証明書** 　　 | 　　　　　　通 | セット　　　 |
| □ **戸籍電子証明書提供用識別符号** | 　　　　　　通 | 　　　　　 |
| □ **独身証明書（広域交付）** ※本人のみ。 | 　　　　　　通 |  |
|  |  |  |
| 市使用欄 | 本人確認　　　 | 個カ・免・旅・在・身・その他(　　　　 　） | 受付 |  |

 |
| 請求に当たっての注意事項1. 請求者について

広域交付による戸籍証明書等の請求ができるのは、請求者本人に限られます。窓口に来られた方が請求者本人ではない場合には、広域交付による戸籍証明書等の交付はできませんので、必ず請求者本人が窓口にお越しください（代理人の方は請求できません。委任状不可）。請求者本人が窓口に来ることができない場合には、本籍地の市区町村に請求してください。　※署名でない場合は押印が必要です。２．本人確認資料について請求者について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。**広域交付の請求の場合、写真付き公的身分証明書（マイナンバーカード、免許証など）に****限られます。写真のない身分証明書（保険証など）しかない場合は請求できません。**３．必要な戸籍の範囲について必要な戸籍の範囲について記載してください。記載いただいた範囲の戸籍を市区町村において検索します。４．対象者請求対象の戸籍等を特定するために使用しますので、対象者の戸籍について、筆頭者の氏名及び本籍を記載してください。記載いただいた内容によって戸籍が特定できない場合、証明書の交付ができない場合がありますので、ご注意ください。５．広域交付で交付できる戸籍証明書等の範囲について広域交付により交付できる戸籍証明書等は、電算化された戸籍又は除籍に限られます。請求対象の戸籍が、本籍地の市区町村において電算化されていない場合には、広域交付による戸籍証明書等の交付はできませんので、本籍地の市区町村に請求してください。６．戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号について　　行政機関が使用することで、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の取得が可能となる符号（16けたの数字）を発行します。　　行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合に、行政機関に対し符号を提示することで、戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。　　符号を提示することにより戸籍証明書等の提出が不要となるかは、手続きごとに異なります　　ので、詳しくは手続先にお問合せください。７．罰則偽りその他不正な手段により戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。 |